

議案第 69 号

勝山市個人情報保護条例の一部改正について

勝山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に準じて、改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

勝山市個人情報保護条例(平成 15 年勝山市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報(第 6 条—第 13 条の 2)</p> <p>第 3 章 保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等(第 14 条—第 24 条の 3)</p> <p>第 4 章 事業者<u>が</u>取り扱う個人情報(第 25 条—第 32 条)</p> <p>第 5 章 勝山市個人情報保護審査会(第 33 条—第 33 条の 8)</p> <p>第 6 章 雜則(第 34 条—第 36 条)</p> <p>附則</p> <p> 第 1 章 総則 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報(第 6 条—第 13 条の 2)</p> <p>第 3 章 保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等(第 14 条—第 24 条の 3)</p> <p>第 4 章 事業者<u>等</u>が取り扱う個人情報(第 25 条—第 32 条)</p> <p>第 5 章 勝山市個人情報保護審査会(第 33 条—第 33 条の 8)</p> <p>第 6 章 雜則(第 34 条—第 36 条)</p> <p>附則</p> <p> 第 1 章 総則 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、<u>次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報であって、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年</u></p>

<p><u>ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報</u></p> <p><u>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)</p>	<p><u>法律第 27 号。以下「番号法」という第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) をその内容に含まないもの又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>(1)の 2 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。) 第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p><u>(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施期間が定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略)</p>
---	---

<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報 (収集の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、<u>次に掲げる個人情報</u>の収集をしてはならない。ただし、法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき又はあらかじめ審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>思想、信条及び信教に関する個人情報並びに個人の特質を規定する身体に関する情報</u></p> <p>(2) <u>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3章 保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等 (情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>総務大臣及び<u>番号法</u>第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る<u>番号法</u>第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止等の請求)</p> <p>第23条の3 (略)</p>	<p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報 (収集の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>の収集をしてはならない。ただし、法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき又はあらかじめ審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3章 保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等 (情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供者(番号法第23条第1項及び第2項の規定(同法第26条において準用する場合を含む。以下本文において同じ))に基づいて記録された特定個人情報を訂正した場合においては、総務大臣及び同法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止等の請求)</p> <p>第23条の3 (略)</p>
---	---

2 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人情報データベース等に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3~5 (略)

第4章 事業者_が取り扱う個人情報

(事業者の自主的措置のための指導及び助言等)

第26条 市長は、事業者が自動的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し指導及び助言等必要な措置を行ふことができる。

(説明又は資料の提出の要求)

第27条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第28条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に

2 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人情報データベース等に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3~5 (略)

第4章 事業者等が取り扱う個人情報

第26条から第29条まで 削除

対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第29条 市長は、事業者が、第27条の規定による求めに正当な理由がなく応じないとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、説明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(苦情相談の処理)

第31条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第32条 市長は、事業者の個人情報の取扱いに関し、必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

(苦情相談の処理)

第31条 市長は、_____個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第32条 市長は、_____個人情報の取扱いに関し、必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。